

【参考】「非常災害対策計画に含まれる項目について」

非常災害対策計画の策定・見直しに当たっては、次の具体的な項目について検討が必要です。
表の内容や北海道の「[社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引](#)」を参考に策定・見直しを行ってください。

	具体的な項目	具体的な内容
1	①施設等の立地条件	北見市の地域防災計画や施設等の立地している地盤や地形、河川、海との距離等の立地条件 ※危険箇所との距離や避難所との位置関係の平面図などの作成が望ましい。
	②周辺地区の過去の災害発生状況	周辺地区の過去の災害発生状況
	③発生するかもしれない災害の予測	過去の災害発生状況等から発生するかもしれない災害の危険性
2	①施設等の建物の構造	屋内からの脱出誘導や屋外避難が危険な場合に建物内の安全な場所へ退避する場所を把握するための建物の構造・設備等 (構造、築年数、階段、耐震構造、非常口、避難器具、通報装置、消火設備、食料等の非常用資機材の保管場所)
	②施設等の設備	二次災害防止や室内での安全確保のため、水道(上水道・地下水)、冷暖房(集中暖房(石油・ガスなど)・個別冷暖房(石油、電気など))、電気設備(電力会社、自家発電など)などや、その元栓・ブレーカーなどの配置図
3	①災害に関する情報の入手方法(テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等)	収集する災害に関する情報と入手手段 ※停電時の電源やAC電源の必要が無い電話の確保も考慮する必要がある。
4	①災害時の職員間の連絡体制の整備	誰が、どのように連絡するのかの具体的な連絡ルート、職員間の緊急連絡網
	②災害時の緊急連絡先の連絡体制(自治体、消防署、警察、医療機関、家族等)	関係機関緊急時連絡先一覧、利用者の家族との緊急連絡先一覧表
	③通常連絡手段が通じない場合(停電等)の連絡方法	通信手段の電源(携帯電話予備バッテリー、乾電池等)や複数の通信手段(携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバ、衛星電話等)の確保、通じなかった場合の緊急連絡方法
5	①避難開始の時期の判断基準	北見市から発令された避難情報等を基にした、施設の利用者の避難を開始する時期及び判断基準
	②-1 通所系事業所の場合、臨時休業の判断基準	台風や大雪、暴風雪などあらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合、職員の配備体制や通所サービスの提供の中止などの対応基準
	②-2 臨時休業の場合の利用者への連絡方法の周知	サービス中止に係る利用者や家族への連絡方法
6	①市町村が指定した避難場所	最寄りの指定緊急避難場所
	②施設内の安全なスペース	移動が困難な要配慮者などの移動手段が確保できない場合やあらかじめ決めておいた避難場所への移動が危険と判断されるような場合、建物内のより安全な場所
	③災害の種類や規模に応じた避難場所を複数選定	移動が困難な要配慮者などの移動手段が確保できない場合や緊急避難場所への経路が塞がれるなどの状況を想定し、立地条件により予測される災害の種類に応じた、近隣のより安全な複数の場所や建物
	④送迎時や施設外活動時に被災した際の避難場所の選定	送迎ルートや施設外活動先の近隣避難場所等
7	①避難経路の複数設定	火災、道路の破損、河川の氾濫や土砂崩落、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備えた、所定の避難場所までの複数の避難経路 ※夜間や冬期間における避難も想定し、通行安全性、除雪体制なども考慮
	②送迎時や施設外活動時に被災した場合の避難経路	送迎時や施設の外での活動時に被災した場合の近隣避難場所等への避難経路
	③避難場所、避難経路等を記載した経路図	迅速な避難誘導を可能とするため、避難場所までの避難経路図や建物内の避難経路図 ※建物内の避難経路図には、消火器や避難用資機材などの設備とその場所も記載
	④避難にかかる所要時間	避難開始のタイミングを判断するため、徒歩・車両、利用者の心身に合った避難方法などの状況による避難場所までの所要時間・距離等 ※夜間や冬期間における所要時間も併せて記載

	具体的な項目	具体的な内容
8	①利用者の状態ごとの避難方法（車いす、徒歩等）	徒歩で自力避難が可能な人、補助が必要な人、車いすやストレッチャー等で車両搬送が必要な人など、利用者の状態に応じた避難方法
	②冬期間における避難方法	冬期間の避難は、車両搬送の場合が多くなると想定されることから、車両確保策を強化。十分な防寒対策。
9	①避難に必要な職員数【日中・夜間】	利用者の人数や心身の状況、想定される避難方法（徒歩、自動車、車椅子・ストレッチャーで車両搬送等）を踏まえ、利用者の円滑な避難誘導のために必要な職員数
	②災害発生時の職員の役割分担【日中・夜間】	施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担 ※的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように誰が何をするのか、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知
	③指揮系統（総括責任者、班のリーダー等）【日中・夜間】	災害発生時の秩序だった迅速な避難行動のための指揮系統 ※総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを配置。総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるため、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、指揮、命令が円滑に行われる体制を整備
	④出勤していない職員の参集基準等【日中・夜間】	災害時の職員参集基準、職員の参集方法（公共交通機関や車等が利用できない場合の参集手段）、参集に要する時間等
10	①停電を想定した対策	停電・断水時の場合にも最低3日間は施設において生活が維持できるように水、食料、防災資機材等を備蓄
	②断水を想定した対策	停電・断水を想定したライフライン確保の対策内容
11	①関係機関との連携体制（自治体、警察、消防、社会福祉施設等）の整備	自治体、消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等との連携内容及び体制（災害により施設が使用不能となった場合に備え、他の施設との受入れに関する協定（施設間避難協定）の締結等）
	②地元自治会等との協力体制の整備	地域の防災訓練への参加や、近隣のボランティア、自主防災組織、町内会等との災害時協力関係の確立等
12	①定期的な避難・救出その他必要な訓練の実施	避難訓練実施予定とその内容
	②夜間又は夜間を想定した避難等訓練の実施（※通所系は必要なし）	夜間又は夜間を想定した避難等訓練の実施予定とその内容
	③防災教育の実施	職員や利用者に対して、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）の実施予定とその内容
13	①災害時に必要な食料や防災資機材の備蓄	利用者の特性を考慮した食料及び防災資機材の備蓄品リスト
	②非常時持出備品リストの作成	非常時持出備品リスト
	③利用者情報（血液型、服薬の状況、身体の状態、家族等の連絡先等）の整理	利用者情報（血液型、服薬の状況、身体の状態、家族等の連絡先等）